

## 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、雇用動向の悪化による失業や収入減少、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

### ひとり親世帯分

#### 【支給対象者】

次の①から③のいずれかに該当する方

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等(注1)を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(注1)「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当。

(注2) 上記②又は③に該当する場合であっても、令和4年度低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給済みの場合は、本給付金の支給は対象外。

#### 【支給額】

児童1人当たり 一律5万円

#### 【給付金の申請手続き】

<令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方(①に該当する方)>

- 申請手続きは不要です。対象の方にはご案内文書を郵送します。
- 令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

<上記以外の方(②又は③のいずれかに該当する方)>

- 申請手続きが必要です。
- 申請期限は、令和5年2月28日(火)までです。



### ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

#### 【支給対象者】

次の①から②のいずれかに該当する方(注1)

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
- ② ①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がいをお持ちのお子様については20歳未満))(注2)の養育者であって、次のいずれかに該当する方
  - ・令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)

(注1) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給済み児童は対象外。

(注2) 令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象。

#### 【支給額】

対象児童1人当たり 一律5万円

※支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

#### 【給付金の申請手続き】

- ① 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
  - 申請手続きは不要です。対象の方にはご案内文書を郵送します。
  - 児童手当の振込口座に振り込みます。
- ② ①のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障がいをお持ちのお子様については20歳未満))を養育する方であって、(1)令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、又は(2)令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税相当の収入となった方
  - 申請手続きが必要です。
  - 申請期限は、令和5年2月28日(火)までです。